

国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する不正防止計画

2016年5月18日 作成

研究支援委員会

「国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第5条に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、不正防止計画を策定し、実施することとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正を発生させる要因	対応計画
公的研究費の運営・管理に係る各責任者の責任意識が次第に希薄になってくる。	整備した「国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を必要に応じて見直し、責任体制や権限について明確化するとともに、大学公式ホームページ上で公表することとし、学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	対応計画
公的研究費の使用ルールに関して研究者の理解度が不足する。	研究者へ使用ルールを配布するとともに、研究者を対象とした説明会の開催（コンプライアンス教育）により、使用ルールや不正事例を紹介し、理解度を高め、適正な使用を徹底する。説明会には事務担当者も出席し、認識の共有を図る。
公的研究費が国民の税金を財源としているという意識が希薄になる。	研究者及び事務職員の意識向上を図るため、行動規範を大学公式ホームページ上で公表し、学内外に周知する。また、公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員から、関係規程・ルール等を遵守する旨の誓約書を徴取する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	対応計画
予算執行が年度末に集中する。	事務担当者は定期的に予算の執行状況を確認し、予算執行率の低い研究者に対して執行を促す。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知する。
研究者と取引業者との関係が緊密化し、不正な取引に発展する可能性がある。	取引業者から不正な取引・不適切な契約を行わない旨の誓約書を徴取する。不正な取引に関与した業者については取引停止を含めた厳正な対処を行う。
謝金に係る実態確認が不十分である。	当該謝金に対する成果物や報告書等、実態を確認できるものの提出を求める。
出張に係る事実確認が不十分である。	出張報告書とともに、出張先の資料のコピー、航空機の搭乗券の半券、宿泊先の領収書等、事実を確認できるものの提出を求める。
特殊な役務に関する検収体制が不十分である。	特殊な役務（データベース・プログラミング・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守点検など）に関する検収について、具体的な実施方法を学内使用ルールに定めた上で運用する。

4. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	対応計画
公的研究費の不正への取り組みに関する大学の基本方針等について、外部への公表が不十分である。	引き続き、公的研究費の取扱いに関する規程、行動規範、学内使用ルール、不正防止計画、相談窓口、通報窓口、取引業者への対応、内部監査マニュアル等を集約化して大学公式ホームページに掲載し、積極的な情報発信を行う。

5. モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	対応計画
内部監査は事後監査を中心としているため、不正発生要因に着目したモニタリングが不十分である。	整備した内部監査マニュアルに基づき、不正発生のリスクが高いと思われる場合は、必要に応じてリスクアプローチ監査（抜き打ちの重点的な監査）を実施する。また、内部監査は原則、前年度分の経費を対象に実施しているが、現状予見されるリスクについても考察する視点を持つようにする。事務担当者間で連携を密にするとともに、研究者に対してヒアリング等を行うなどし、不正発生要因の把握に努める。